

第1章 計画策定の概要

1

障害者福祉計画の改定と障害福祉計画の策定の趣旨

国では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指して、平成25年9月に「第3次障害者基本計画」（計画期間：平成25年度～平成29年度）また、県でも、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を基本目標に掲げて、平成25年3月に「やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このような中、本市においては、平成23年3月に「第三次宇部市障害者福祉計画」（計画期間：平成23年度～平成29年度）を策定し、「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、互いに支え合って、地域の一員として、いきいきと安心して暮らせるまち・宇部を目指して」を基本理念として、保健・医療・福祉や教育、就労などの幅広い分野での連携の下、様々な障害者施策を推進しているところです。

しかし、平成23年度に「改正障害者基本法」、平成24年度に「障害者虐待防止法」、平成25年度に「障害者総合支援法」が施行され、更に平成25年度には「障害者差別解消法」が制定されるなど、障害者を取り巻く様々な環境や制度が変化してきており、それらの変化に対応した計画の策定が必要となっています。

一方、障害福祉計画については、平成18年度に第1期宇部市障害福祉計画（平成18年度～平成20年度）を、平成20年度に第2期宇部市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）を、また、平成23年度に第3期宇部市障害福祉計画（平成24年度～平成26年度）を策定し、障害者が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供と提供基盤の整備に努めてきました。

第3期計画が平成26年度をもって計画期間が終了するため、これまでの計画の進捗状況を踏まえつつ、平成29年度の目標の達成に向けた取り組みを計画的に推進する必要があるため、「第4期宇部市障害福祉サービス計画（障害福祉計画）」を策定し、障害福祉の更なる充実に向けての目標及び各事業量の設定など、具体的な取り組みを明らかにするものです。

この計画において障害者とは、障害者基本法及びその関連法の趣旨を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害のある人並びに障害のある児童とします。

障害者福祉計画と障害福祉計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

障害者福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく市町村障害者計画として、本市の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）との整合性を踏まえ策定します。

また、本市では障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 3 月に「宇部市障害福祉サービス計画（障害福祉計画）」（第 3 期：平成 24 年度～平成 26 年度）を策定しており、宇部市障害者福祉計画は「宇部市障害福祉計画」を、障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置づけます。

「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」の位置づけ

障害者福祉計画（根拠法：障害者基本法第 11 条第 3 項）

障害者施策全般にかかわる理念、基本的な方針を定める計画です。

「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障害福祉計画（根拠法：障害者総合支援法第 88 条第 1 項）

障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画です。

障害者福祉計画の「施策分野 3 福祉・生活支援の充実」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する実施計画としての性格を有し、サービス必要量や地域生活移行、就労支援についての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取り組みを示すものです。

(2) 計画の期間

障害者福祉計画の期間は、市総合計画の前・中期実行計画の計画期間（平成 22 年度～平成 29 年度）との整合性を図り、平成 23 年度から平成 29 年度までの 7 年間としており、今回の改定により計画の期間を変更するものではありません。

障害福祉計画については、第 3 期計画が平成 26 年度で終了することから、第 4 期計画については、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

なお、これらの計画については、国の動向などを注視し、計画期間中であっても、必要な見直しを行うこととします。

障害者をめぐる法制度の動向

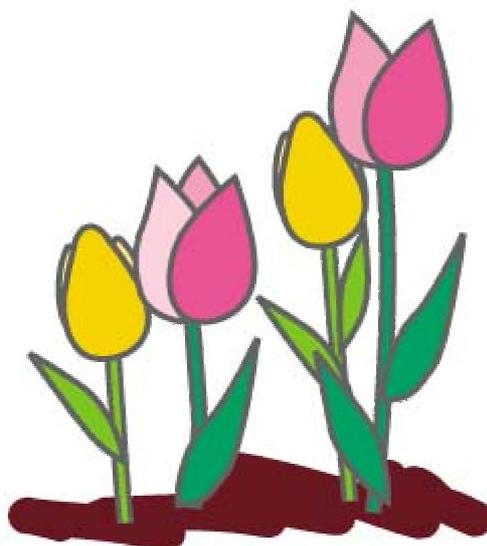
平成 15 年に「措置制度」を廃止して「支援費制度」を導入した後、平成 18 年には、障害者の自立と社会参加を促進するため、「障害者自立支援法」が施行されました。

その後の障害者を取り巻く様々な環境の変化を経て、平成 25 年度からは、「障害者自立支援法」に代わり、「障害者総合支援法」が施行されています。

〈主な法制度などの動き〉

年	法制度などの動き	内 容
H15		・「措置制度」から「支援費制度」への移行
H16	障害者基本法の一部改正	・障害を理由とする差別の禁止 ・障害者計画の策定義務化
H17	発達障害者支援法の施行	・発達障害の定義と法的位置づけの確立
H18	障害者自立支援法の施行	・3障害に係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入 ・サービス体系の再編 ・就労支援の強化
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行(バリアフリー新法)	・公共交通機関、道路、建築物などの施設やその間の一体的なバリアフリー化の推進
	障害者雇用促進法の一部改正	・精神障害者に対する雇用対策の強化
H19	学校教育法の一部改正	・盲、聾、養護学校を支援学校へ一本化 ・小、中学校において、学習障害(LD) や、注意欠陥多動性障害(AD/HD) などへの支援
H22	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布	・利用者負担の見直し ・発達障害が障害者の対象となることの明確化 ・相談支援の充実 ・障害児支援の強化 ・地域における自立した生活のための支援の充実
H23	障害者基本法の一部改正	・目的規定の見直し ・障害者の定義の見直し ・地域社会における共生等

		<ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止
H24	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・通報の義務づけ ・自治体などによる調査や保護 ・対応窓口の設置
	児童福祉法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設の見直し ・障害児通所支援・相談支援の創設 ・障害児通所支援給付費等の給付
H25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正 ・障害者の範囲に難病を追加
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行（障害者優先調達推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進 ・障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立（障害者差別解消法）	<ul style="list-style-type: none"> ・差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の不提供の禁止
H26	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分を障害支援区分に改正 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定 ・保護者制度の廃止 ・医療保護入院の見直し



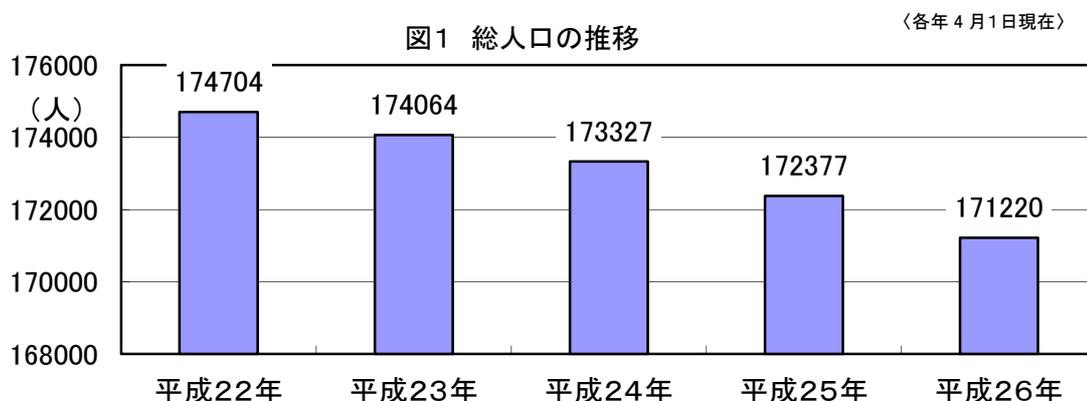
第2章 本市の障害者等の状況

1

人口・世帯数の状況

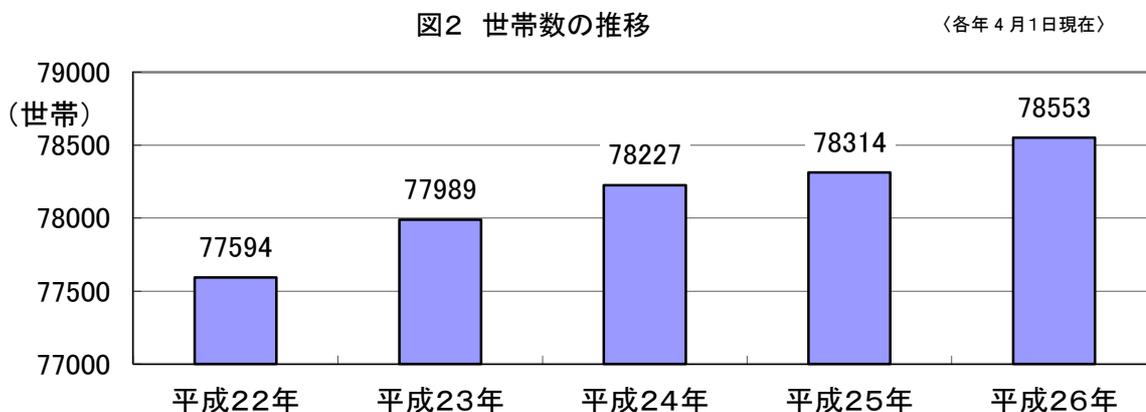
(1) 人口の推移

平成 22 年の本市の総人口は 174,704 人、平成 26 年の総人口は 171,220 人です。平成 22 年と平成 26 年を比較すると、総人口ベースで 3,484 人減っており、2.0% の減少となっています。



(2) 世帯数の推移

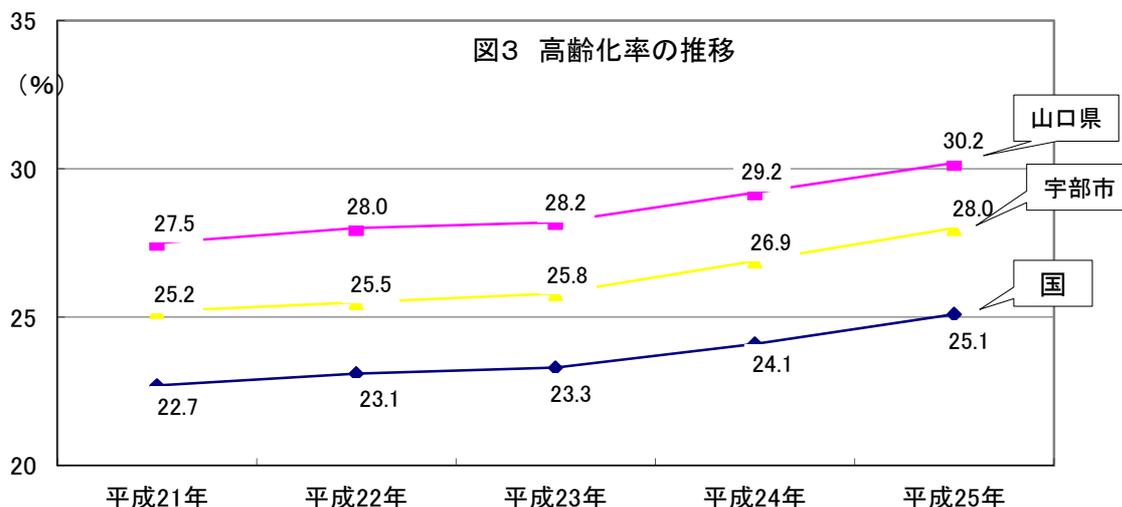
平成 22 年の本市の世帯数は 77,594 世帯、平成 26 年の世帯数は 78,553 世帯です。平成 22 年と平成 26 年を比較すると、959 世帯増えており、1.2% 増加しています。一世帯あたりの人員は平成 22 年では約 2.25 人、平成 26 年では約 2.18 人です。



(3) 高齢化の推移

高齢化率は毎年上昇しており、平成25年では、平成21年と比べると、2.8ポイント上昇しています。

〈各年10月1日現在〉



2

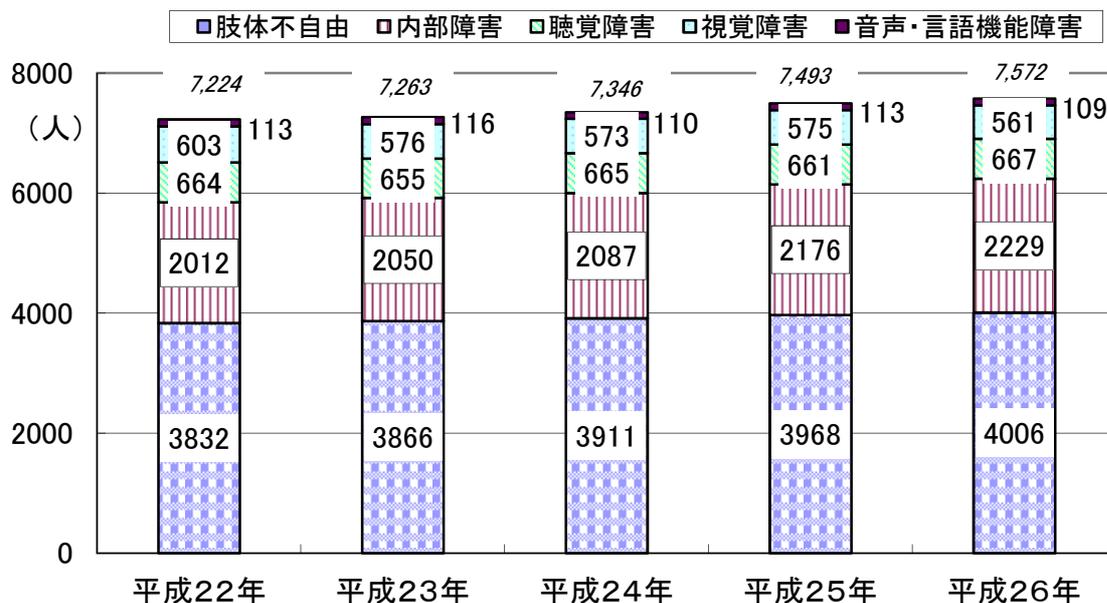
身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成26年4月1日現在では7,572人と、平成22年の約1.05倍に増えています。

平成26年における障害種別の内訳は、肢体不自由が4,006人(52.9%)と最も多く、次いで内部障害の2,229人(29.4%)となっています。他の障害種別の手帳所持者に目立った変化がない中、肢体不自由及び内部障害は顕著な増加を示しています。

図4 身体障害者手帳所持者の推移

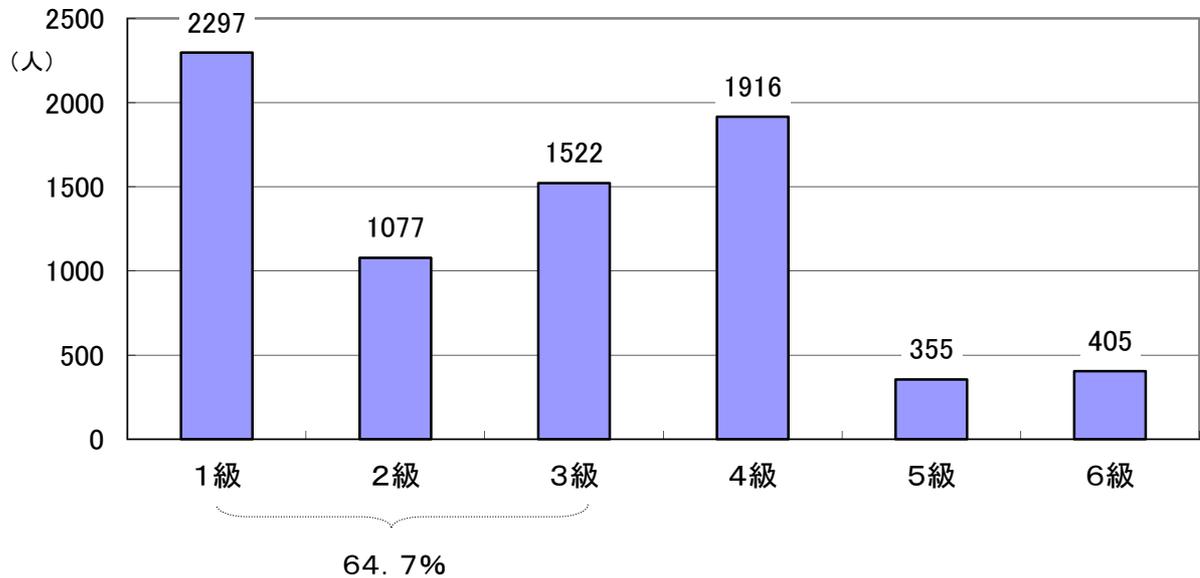
〈各年4月1日現在〉



障害の程度を平成26年で見ると、1級から3級の手帳所持者が全体の64.7%を占めており、重度障害の人の占める割合が高い状況です。

図5 身体障害者の障害程度の状況

〈平成26年4月1日現在〉

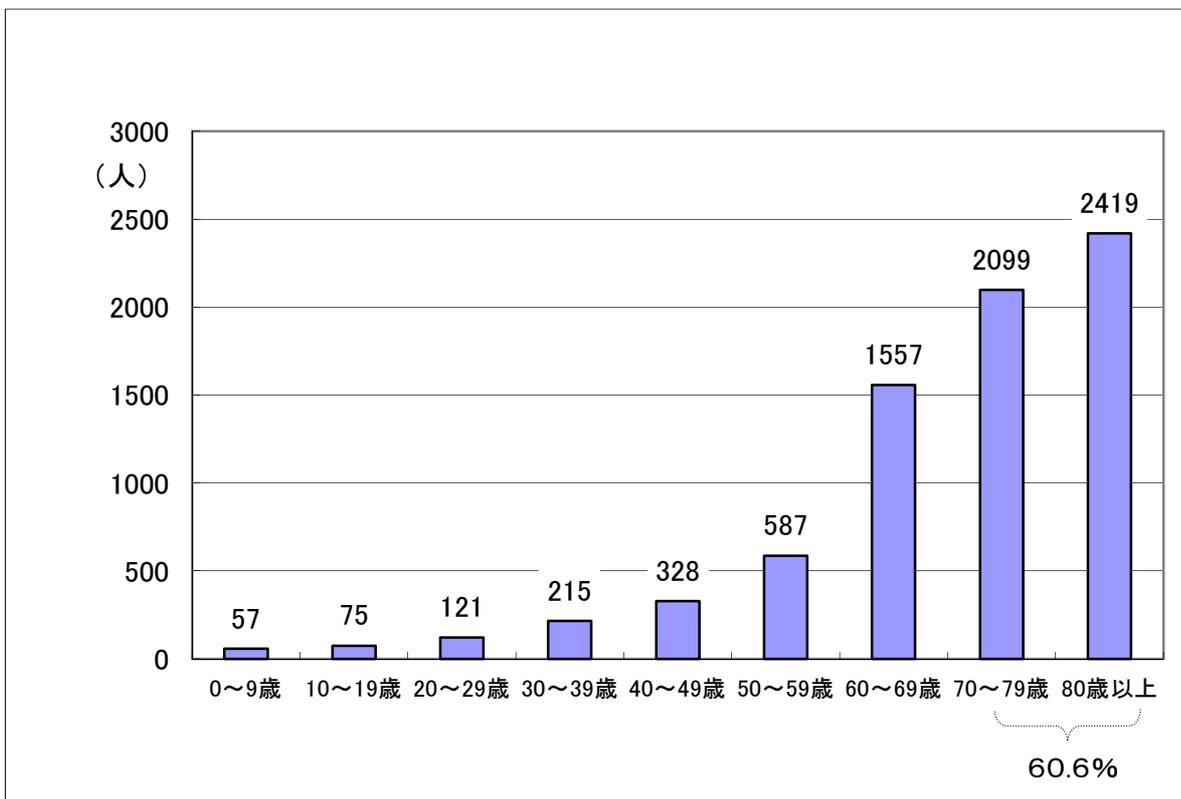


また、年齢別内訳を見ると、70歳以上の手帳所持者が全体の60.6%を占めており、身体障害者においては高齢化が進んでいます。

高齢になるほど、身体に障害を有する状態になる可能性が高いことから、今後、身体障害者数が更に増加することが見込まれます。

図6 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳推移

〈平成26年9月1日現在〉

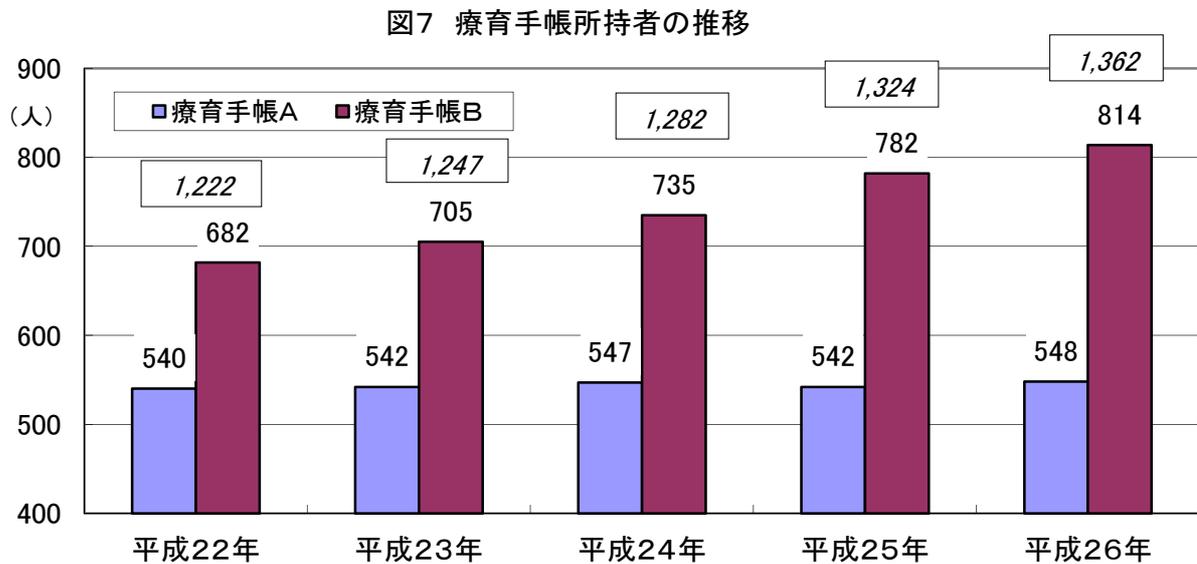


知的障害者の状況

療育手帳所持者数は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 1,362 人と、平成 22 年の約 1.1 倍になっており、年々増加傾向にあります。特に、軽度及び中度(療育手帳B)の人の伸び率が高くなっています。

障害の程度では、軽度及び中度(療育手帳B)の人が平成 26 年で 814 人と、手帳所持者の約 59.8%を占めています。

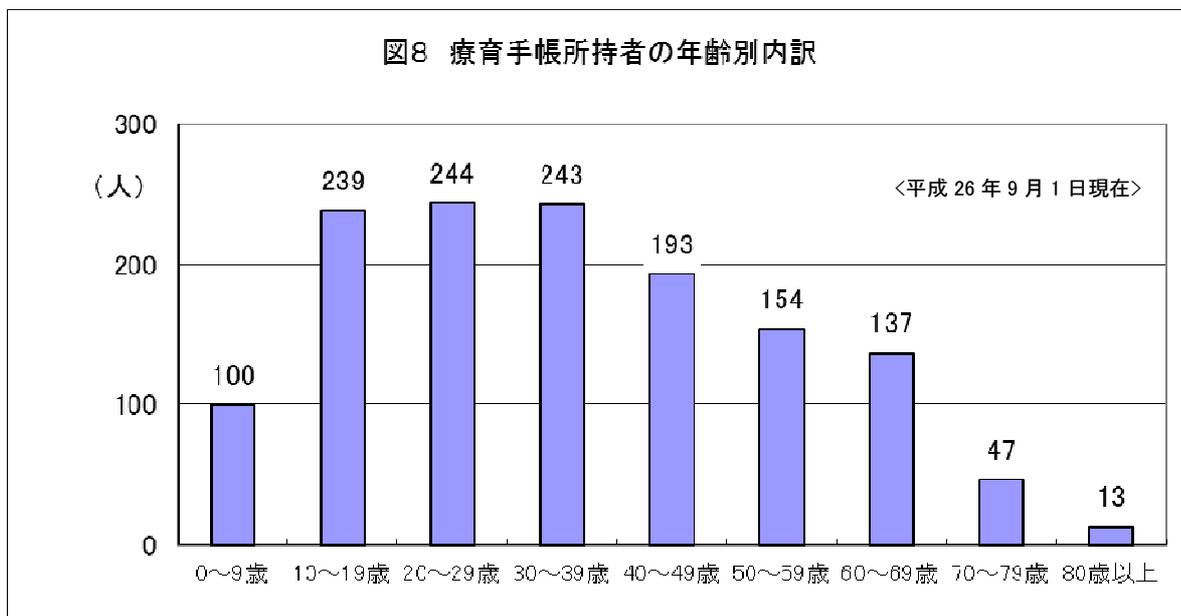
〈各年4月1日現在〉



また、年齢別の内訳では、20～39歳が全体の35.5%を占めており、20歳以下では24.7%、70歳以上は、4.4%となっています。

図8 療育手帳所持者の年齢別内訳

〈平成 26 年 9 月 1 日現在〉



4

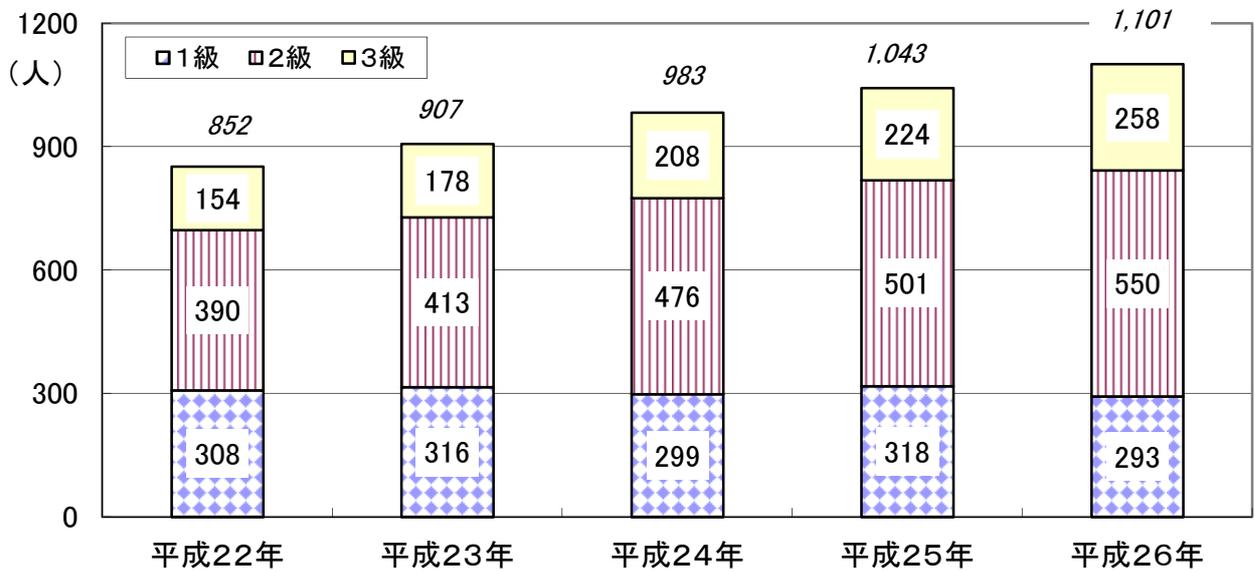
精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、平成 26 年 4 月 1 日現在では 1,101 人と、平成 22 年の約 1.29 倍になっています。

障害の等級別に見ると、2 級が最も多く、平成 26 年では全体の 50.0%を占めています。

〈各年4月1日現在〉

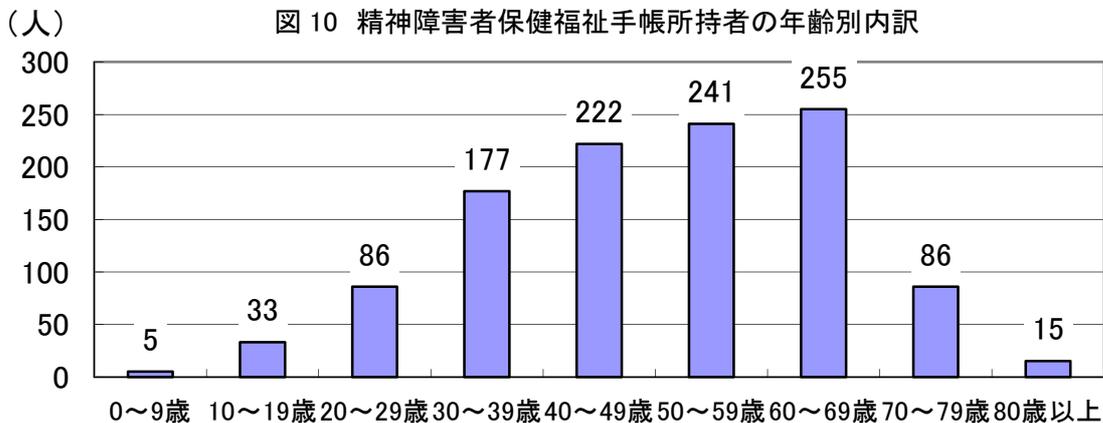
図9 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



年齢別の内訳では、60 歳台が全体の 22.8%を占めており、20 歳未満は 3.4%、70 歳以上では 9.0%となっています。

〈平成 26 年 9 月 1 日現在〉

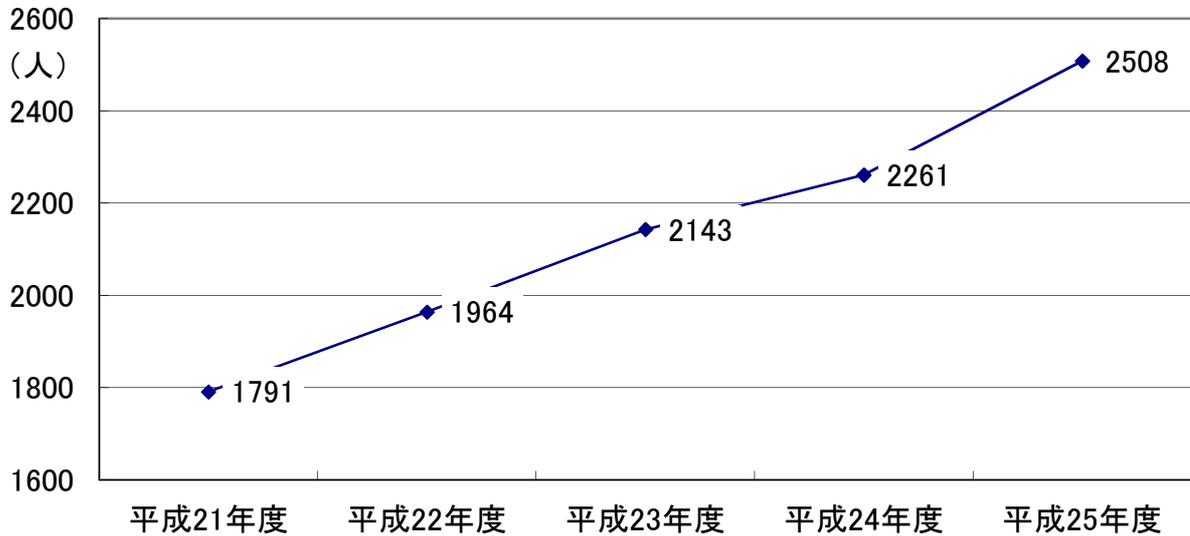
図 10 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳



自立支援医療(精神通院)受給者数は、平成 25 年度において 2,508 人と、年々増加しており、平成 21 年の 1.4 倍に増えています。

〈各年4月1日現在〉

図 11 自立支援医療(精神通院)受給者の推移



5

障害支援区分の状況

障害支援区分認定の状況

障害者（18 歳以上）の介護給付及び一部の訓練等給付の支給決定については、障害者総合支援法に基づき、「障害支援区分」の認定を受け、区分の認定後にサービス利用意向なども踏まえて支給決定を行う仕組みです。平成 26 年 8 月 31 日現在の本市における障害支援区分認定の状況は、次のとおりです。

〈平成 26 年 8 月 31 日現在〉 (人)

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
身体障害	0	22	76	67	52	80	130	427
知的障害	0	13	104	107	112	121	102	559
精神障害	0	18	92	61	13	4	4	192
全体	0	49	247	211	153	167	168	995

※障害種別ごとの計と合計は一致しない。

障害福祉サービス事業所の状況

市内における障害福祉サービス事業所の設置状況については、次のとおりです。

〈指定事業所数〉

事業	事業所数	主な対象者			
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童
居宅介護 重度訪問介護	29	28	25	25	24
行動援護	3	3	3	3	3
同行援護	16	16	—	—	16
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	13	6	12	1	—
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	—
自立訓練（生活訓練）	2	0	2	2	—
就労移行支援	3	1	3	1	—
就労継続支援（A型）	6	4	6	4	—
就労継続支援（B型）	17	8	15	9	—
療養介護	1	1	1	0	0
短期入所	9	4	8	1	4
共同生活援助	12	1	9	5	—
施設入所支援	5	2	4	0	—
特定相談支援	11	11	11	11	10
地域相談支援	8	6	7	7	—
児童発達支援	4	—	—	—	4
医療型児童発達支援	1	—	—	—	1
放課後等デイサービス	7	—	—	—	7
保育所等訪問支援	1	—	—	—	1
障害児相談支援	10	—	—	—	10
移動支援	22	21	19	19	19
日中一時支援	23	12	19	11	15

（平成26年7月1日現在 山口県及び宇部市資料）

※事業ごとの事業所数と主な対象者ごとの事業所数は合致しない。

※難病については、平成25年4月から障害福祉サービスの対象となり、従来は「主な対象者」の対象になっていなかったことから、上図に掲載していない。

第3章 計画の基本理念と目標

1

計画の基本理念

(1) 障害者福祉計画の基本理念

第三次宇部市障害者福祉計画の計画期間については、平成 23 年度から平成 29 年度までとしており、計画の基本理念については、変更しないこととします。

なお、施策の体系については、施策の基本目標及び施策分野は変更しないこととし、施策の基本的な方向及び施策内容については、国の法改正や施策の見直しなどにより変更します。

**障害のあるなしにかかわらず、
互いの個性を認め合い、互いに支え合って、
地域の一員として、いきいきと安心して暮らせるまち・宇部をめざして**

(2) 障害福祉計画の基本理念

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、障害福祉サービスの対象範囲を、身体障害、知的障害及び精神障害並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービスの均てんを図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるも

のとして法に基づく給付の対象となっているところであり、難病患者等についても、法に基づく給付の対象となっている旨の周知を引き続き図っていきます。

③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるための機能が求められており、今後、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

2

計画の目標

（１）障害者福祉計画の基本目標

① とともに学び・育ち、自立して暮らす

様々な障害などに対応した教育や療育体制を整備するとともに、障害者等が地域などにおいて自立して暮らすことができるように体制を整備するとともに、相談支援や障害福祉サービスなどの充実を図ります。

② とともに働き・楽しむ

障害者等が生きがいや生活の質の向上を図れるよう、文化活動やスポーツなどの余暇活動を支援するとともに、仕事に就き、生き生きと仕事を続けて自立した生活が送れるように就労を支援します。

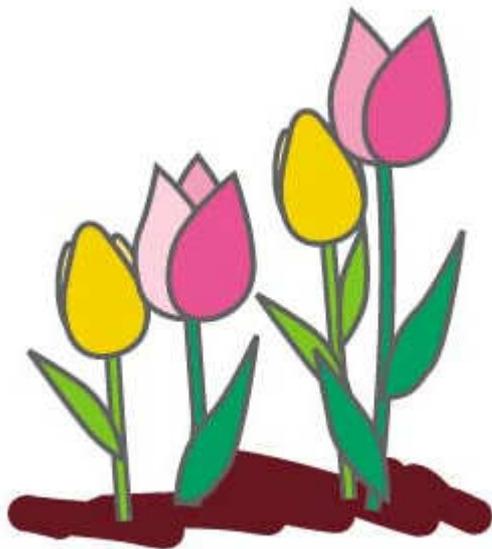
③ とともに安心して暮らす

障害者等が安心して暮らすことができるように、障害者等への理解を促進するとともに、情報や建築物等のバリアフリー化を図り、安心安全なまちづくりを推進します。

(2) 障害福祉計画の成果目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として、以下の成果目標を設定します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等



第4章 宇部市障害者福祉計画(改定)

1

施策の体系

基本目標	施策分野	施策の基本的方向
Ⅰ ともに学び・育ち、 自立して暮らす	1 教育・療育の充実	(1) 早期療育の充実 (2) 障害児教育の充実 (3) 就学・教育相談の充実 (4) 教育環境の整備
	2 保健・医療サービスの充実	(1) 疾病の予防・早期治療の充実 (2) 障害者の健康相談・指導体制の充実
	3 福祉・生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 地域支援システムの充実
Ⅱ ともに働き・楽しむ	1 一般就労・福祉的就労支援の推進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進 (3) 就労支援体制の充実
	2 社会参加活動の促進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進 (2) 文化活動などの促進
Ⅲ ともに安心して暮らす	1 理解と交流の促進	(1) 障害についての理解促進 (2) 交流の促進 (3) ボランティア活動の支援
	2 情報・コミュニケーション支援の充実	(1) 障害の種別に応じた情報提供サービスの充実 (2) 情報バリアフリー化の推進
	3 生活環境の整備	(1) 建築物などのバリアフリー化の推進 (2) 公共交通機関・道路環境の整備 (3) 住宅施策の充実 (4) 防災・防犯対策の推進